

山鹿市広告入り回覧板無償提供取扱要綱

第1 目的

この要綱は、区及び町内会(以下「行政区」という。)で使用する回覧板の無償提供に
関し必要な事項を定め、もって市の経費の削減を図ることを目的とする。

第2 定義

- (1) この要綱において「回覧板」とは、公益的な活動に関する情報等を行政区（行政
政協力員）等を経由して市民に提供するための回覧板で、民間企業等の広告が印
刷されたものをいう。
- (2) この要綱において「無償提供者」とは、回覧板に広告を掲載する者(以下「広告
主」という。)を募集し、広告原稿を事前に確認及び校正し、その他広告主との調
整を行うなど広告掲載に係る一連の事業を行い、市に回覧板を無償提供する事業
者をいう。

第3 広告掲載内容及び広告主の基準

回覧板に掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次のいずれにも該当
しないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動に関するもの
- (2) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (5) 求人広告に類するもの
- (6) 印刷物等の使用・発行目的に支障を来たすもの
- (7) 風俗営業及びこれに類するもの
- (8) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) 消費者被害未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) 通信販売及び訪問販売に類するもの
- (11) 代表役員、一般役員又は経営に事実上参加もしくは実質的に経営を支配してい
る者が暴力団関係者である広告主のもの
- (12) 法令等に違反している広告主のもの
- (13) 本市から指名停止措置を受けている広告主のもの
- (14) 市税等を滞納している広告主のもの
- (15) その他市長が適当でないと認めたもの

第4 回覧板の内容、規格等

無償提供を受ける回覧板の内容、規格等は、山鹿市広告入り回覧板無償提供者募集要
項(以下「募集要項」という。)で、別に定めるものとする。

第5 無償提供者の募集方法

- (1) 無償提供者の募集は、市ホームページに掲載して行うものとする。
- (2) 募集期間、提出書類その他募集に必要な事項は、募集要項に定めるものとする。

第6 無償提供者の申込み

無償提供者になろうとする者は、回覧板無償提供申込書(様式第1号)と誓約書(様式第2号)に必要な書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

第7 無償提供者の決定

- (1) 市長は、第6の規定による申込みがあったときは、申込内容について審査し、無償提供者を決定するものとする。
- (2) 市長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、申込者にその旨通知するものとする。

第8 協定書の締結

市長は、第7の規定により決定した無償提供者と回覧板の製作及び無償提供に関して、協定書を締結するものとする。

第9 製作上の注意事項

- (1) 無償提供者は、広告主の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を与えることのないよう十分配慮しなければならない。
- (2) 無償提供者は、広告内容等について事前に市の審査を受けなければならない。

第10 無償提供者の責務等

- (1) 無償提供者は、広告に関する苦情その他の問題が発生したときは、全ての責任を負い、誠意を持って速やかに問題の解決に向け対応するものとする。
- (2) 無償提供者は、広告及び広告主に問題が発生したときは、速やかに市長に通知し、当該回覧板を回収し、代替の回覧板を提供するものとする。
- (3) 無償提供者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において代替の回覧板を提供するものとする。
- (4) 市は、無償提供者に前3項による損害が生じた場合においても、責任を負わないものとする。

第11 回覧板提供の中止

市長は、行政区(行政協力員)に回覧板を提供することが適当でないと認めるときは、無償提供者と協議の上、回覧板の提供を中止するものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。